

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第6区分

【発行日】平成21年4月2日(2009.4.2)

【公表番号】特表2008-531411(P2008-531411A)

【公表日】平成20年8月14日(2008.8.14)

【年通号数】公開・登録公報2008-032

【出願番号】特願2007-557056(P2007-557056)

【国際特許分類】

B 6 5 D 21/02 (2006.01)

B 6 5 D 43/03 (2006.01)

B 6 5 D 41/46 (2006.01)

【F I】

B 6 5 D 21/02 B

B 6 5 D 43/03

B 6 5 D 41/46

【手続補正書】

【提出日】平成21年2月9日(2009.2.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

容器であって、

第1の封止部分と第1の係合部分を備えた第1の上蓋と、

底面、底面から延在する周辺の側壁、開いた上部、第2の封止部分、および第2の係合部分を有する本体と、

を有し、

前記第1の上蓋の前記第1の封止部分と前記本体の前記第2の封止部分とが互いに係合されたときに、前記第1の上蓋と前記本体とが実質的に密閉された収容部分を画定するよう、前記第1の上蓋の前記第1の封止部分は、前記本体の前記第2の封止部分と密閉係合でき、前記第1の上蓋の前記第1の係合部分と前記本体の前記第2の係合部分とは係合可能で、

前記上蓋の前記第1の封止部分と前記本体の前記第2の封止部分はロックリングを有し、前記第1の封止部分の前記ロックリングと前記第2の封止部分の前記ロックリングとはそれぞれ、内側壁、保持ビードおよび外側壁を有し、

前記第1の上蓋の前記第1の封止部分の外側壁は、同じ構成をもつ第2の上蓋の第1の封止部分の外側壁と係合してロックされる、

ことを特徴とする容器。

【請求項2】

前記第1の上蓋の第1の係合部分はカットバック部を有し、前記本体の前記第2の係合部分はアンダーカット部を有する、請求項1に記載の容器。

【請求項3】

前記第1の上蓋の第1の係合部分はリブを有し、前記本体の前記第2の係合部分は戻り止め溝を有し、前記第1の上蓋の第1の係合部分のリブは、前記本体の前記第2の係合部分の戻り止め溝と係合可能である、請求項1に記載の容器。

【請求項4】

前記第1の上蓋の第1の係合部分は戻り止め溝を有し、前記本体の前記第2の係合部分はリブを有し、前記本体の前記第2の係合部分のリブは、前記第1の上蓋の第1の係合部分の戻り止め溝と係合可能である、請求項1に記載の容器。

**【請求項5】**

前記本体の前記底面、前記周辺の側壁、および前記開いた上部は空洞を画定し、前記本体は、前記本体と同じ構成の第2の本体の空洞内に部分的にはめ込むことができる、請求項1に記載の容器。